◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する

件

新旧対照条文

百三十三号) 新旧対照表 ○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第

(傍線部分は改正部分)

をいう。)を零以上イ又は口により算定した額未満とした場合に限度額(令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額の要保護者をいう。)である特定障害者であって、食費等の負担保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する特定入所サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所サ	担限度額をいう。)を零以上イ又は口により算定した額未満としする要保護者をいう。)である特定障害者であって、食費等の負活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定
イ・ロ (略) 害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障	イ・ロ (略) 害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障
	yる。 足障害者をいう。以下同じ。) R百二十三号。以下「法」とい
より算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者(障害者自立支援法う。)第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法に障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」とい厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき	方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者(障害者自立う。)第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」とい基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に
	改正案

額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額 を必要としない状態となるもの のうち最も高いもの た場合には保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。) 零以上イ又はロにより算定した

第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者 特定入所等サービスのあった月において被保護者(生活保護法

(略)

別表第一~別表第三 (略)

> 範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最 しない状態となるもの は保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。) を必要と 零以上イ又は口により算定した額未満の

六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者 も高いもの 特定入所サービスのあった月において被保護者(生活保護法第

(略)

別表第一~別表第三 略